(三) 企業主導型保育施設用資産の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する事業者が、平成二〇年四月一日から平成三二年三月三一日までの間に、子ども・子育て支援法の施設のうち保育事業を目的とするもの（以下「事業所内保育施設」という。）の新設又は増設をする場合（その新設又は増設をする事業所内保育施設とともにその事業所内保育施設における保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具その他の一定の減価償却資産（以下「幼児遊戯用構築物等」という。）の取得等をする場合で、かつ、その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限る。）において、その新設又は増設に係る事業所内保育施設を構成する建物等及びその幼児遊戯用構築物等（以下「企業主導型保育施設用資産」という。）の取得等をして、その事業者の保育事業の用に供したときは、その企業主導型保育施設用資産につき、三年間（その企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につきその助成を行う事業に係る助成金で一定のものの交付を受ける期間に限る。）、普通償却限度額の一〇〇分の一二（建物等及び構築物については、一〇〇分の一五）相当額の割増償却ができることとした。（租税特別措置法第一三条の三、第四七条及び第六八条の三四関係）

(四) 海外投資等損失準備金制度について、資源開発事業法人及び資源開発投資法人の特定株式等に係る準備金の積立割合を一〇〇分の二〇（改正前一〇〇分の三〇）に、資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の特定株式等に係る準備金の積立割合を一〇〇分の五〇（改正前一〇〇分の七〇）に、それぞれ引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第五五条及び第六八条の四三関係）

(五) 特定災害防止準備金制度について、準備金の一括取崩事由に、特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合及び特定廃棄物最終処分場に係る許可が取り消された場合を加えた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二四条の二、第六一条の二及び第六八条の四六関係）

(六) 農業経営基盤強化準備金制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二四条の二、第六一条の二及び第六八条の六四関係）

(1) 対象法人から特定農業法人である農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）を除外する。

(2) 準備金の取崩事由に次に掲げる場合を加えるとともに、その取崩金額は次に掲げる場合に応じそれぞれ次に定める金額とする。

イ 認定計画の定めるところにより農用地等（農用地並びに農業用の機械装置、器具備品、建物等、構築物及びソフトウエアをいう。以下同じ。）の取得等をした場合　その農用地等の取得価額相当額

ロ 農用地等（農業用の器具備品及びソフトウエアを除く。）の取得等をした場合（右記イに掲げる場合を除く。）　その農用地等の取得価額相当額

(七) 農用地等を取得した場合の課税の特例について、右記(六)(2)の取崩しによる益金算入額のうち右記(六)(2)ロの金額は、圧縮限度額の計算の基礎となる農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額の対象としないこととした。（租税特別措置法第二四条の三、第六一条の三及び第六八条の六五関係）

(八) 次の制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類について、添付することに代えて保存していることをその適用の要件とすることとした。

(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第六四条及び第六八条の七〇関係）

(2) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（租税特別措置法第六四条の二及び第六八条の七一関係）

(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第六五条及び第六八条の七二関係）

(4) 収用換地等の場合の所得の五、〇〇〇万円特別控除（租税特別措置法第六五条の二及び第六八条の七三関係）

(5) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の二、〇〇〇万円特別控除（租税特別措置法第六五条の三及び第六八条の七四関係）

(6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の一、五〇〇万円特別控除（租税特別措置法第六五条の四及び第六八条の七五関係）

(九) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

事業者が、産業競争力強化法の認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から平成三三年三月三一日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画について認定を受けた事業者に限る。）の行ったその認定に係る特別事業再編計画に係る特別事業再編によりその有する他の法人の株式（出資を含む。以下「株式等」という。）を譲渡し、その認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式等の譲渡損益を計上しないこととした。（租税特別措置法第三七条の一三の三、第六六条の二の二及び第六八条の八六関係）

(一〇) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、適用対象から中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二八条の二、第六七条の五及び第六八条の一〇二の二関係）

(一一) 特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例について、法人税法における収益及び費用の帰属事業年度の特例を、その対象となる資産の販売等がリース譲渡に限定された後においても適用できることとするための所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第六七条の五の三及び第六八条の一〇二の四関係）

(一二) 法人税法又は地方法人税法の特定法人である内国法人は、租税特別措置法の規定その他法人税又は地方法人税に関する特例を定めている一定の規定により添付書類を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告又は各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の申告については、これらの規定による添付書類記載事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供すること等により行わなければならないこととした。（租税特別措置法第六八条の四及び第六八条の一一二関係）

(一三) 技術研究組合の所得の計算の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六六条の一〇及び第六八条の九四関係）

(一四) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1) 倉庫用建物等の割増償却（租税特別措置法第一五条、第四八条及び第六八条の三六関係）

(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金（租税特別措置法第二〇条、第五五条の五及び第六八条の四四関係）

(3) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（租税特別措置法第六一条及び第六八条の六三の二関係）

(4) 交際費等の損金不算入（租税特別措置法第六一条の四及び第六八条の六六関係）

(5) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用及びその不適用の適用除外（設備廃棄等欠損金額の特例）（租税特別措置法第六六条の一三及び第六八条の九八関係）

(一五) 新事業開拓事業者投資損失準備金制度の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第五五条の二及び第六八条の四三の二関係）

(一六) 次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第一〇条の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）